

新たな検査項目を対策型がん検診に導入するにあたっての基本的な考え方（案）

- これまで、がん検診の基本条件¹として、
 1. がんになる人が多く、また死亡の重大な原因であること
 2. がん検診を行うことで、そのがんによる死亡が確実に減少すること
 3. がん検診を行う検査方法があること
 4. 検査が安全であること
 5. 検査の精度がある程度高いこと
 6. 発見されたがんについて治療法があること
 7. 総合的にみて、検診を受けるメリットがデメリットを上回ることが挙げられている。

- 今後、市町村が実施する対策型がん検診において、新しい検査項目を導入する場合、上記7つの基本条件を含めた、下記の項目を満たすことが必要ではないか。
（●は新たに加えた項目）

対策型がん検診の基本条件（案）

以下の点を含め、がん検診を受けるメリットがデメリットを上回ること

A) 疫学的な背景

- I. がんになる人が多く、また死亡の重大な原因であること

B) 検査の有効性と安全性

- II. そのがんによる死亡が確実に減少することが明らかである検査方法であること
- III. 検査が安全であること
- IV. 検査の感度・特異度等がある程度高いことが、研究で明らかにされていること

C) 運用方法（検診を受けた後の運用方法も含む）

- V. 検査の対象となる集団、受診間隔、「要精密検査」と判定された場合の運用方法（がんの診断に至るまでのフローチャート）等が明確化されていること
- VI. 検査の提供体制が整っていること（検査に係る人材や医療機関の確保、費用対効果の評価等を含む）
- VII. 精度管理の手法が確立されていること

D) その他

- VIII. 公費で実施されるため、受益と負担の観点から、国民の理解を得られるプログラムであること
- IX. 検査を導入することに伴う、公衆衛生上あるいは健康上の課題（医療被ばく等）が許容できる範囲であること

¹ 国立がん研究センターがん情報サービス「がん検診について」
https://ganjoho.jp/public/pre_scr/screening/about_scr.html